

別記様式第1号(第四関係)

い お う の ち く か っ せ い か け い か く  
伊王野地区活性化計画

トチギケンナスグンナスマチ トチギケン  
栃木県那須郡那須町・栃木県

平成26年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	伊王野地区活性化計画
都道府県名	栃木県
市町村名	那須町
地区名(※1)	伊王野地区
計画期間(※2)	平成26年度～平成28年度

## 目 標 : (※3)

農業従事者は後継者不足により高齢化が進み、伊王野地区全体の入込客数も減少し地域の活力が低下していることから、地域の農産物を活用した食材提供施設の整備を行い、都市住民との交流の促進による地域活性化を図る。また、具体的な目標として、栃木県観光交流課「観光客入込み及び宿泊数調査」をもとに、交流人口について計画期間前の3年間(平成23年度～25年度)の1,144,300人から計画期間中の3年間(平成26年度～28年度)の1,235,000人と、7.93%増加を目指す。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

伊王野地区は、那須町の東部に位置し、地区内東部は八溝県立自然公園の一部である八溝山系が連なり、余笹川、黒川、三蔵川が流れる標高約200mから700mの丘陵に位置している。区域面積は6,954haで、うち山林面積は5,241ha、農地面積は549haであり、農林地面積は計5,790haであることから、計画区域面積の83.3%を占める。気候は太平洋側の気候帯に属し、内陸性の盆地気候の特性を示している。平均気温は11.7℃で冬は晴天の日が多く乾燥し、夜間の冷え込みは強く、気温の日較差が大きい。夏は冷涼な気候で過ごしやすい地域であるが雷の発生も多い。また、年間降水量は1526.1mmで、夏と秋に多く、積雪は12月から3月にかけてみられる。平成22年度の本計画区域の人口は3,386人であり、65歳以上の高齢者は951人であることから、その割合は28%である。

### 現状と課題

伊王野地区は、米作を中心とする農業と八溝杉をはじめとする林業を主な産業とする農村地域であるが、農林業以外の就労環境が整備されておらず、過疎化が深刻な状況となっている。また、農業及び林業の主要産業は後継者不足および高齢化が進行している。計画区域には一級河川の余笹川、黒川、三蔵川の自然豊かな水源が豊富にあり、広大な農業地域、林業地域が形成されていることから、農業地域では新鮮な米や野菜が生産され、総農地面積(549ha)のうち、米及び野菜の生産面積は69%(379ha)になる。しかし、これらの地域農産物を有効活用した食材提供施設がないため、地域農産物が有する魅力を発信できない状況にある。以上のことから、これらの地域農産物を有効活用した食材提供施設を整備することにより、都市住民との交流促進による入込数の増加や農産物販売の増加を図り地域を活性化する必要がある。

### 今後の展開方向等(※4)

計画区域は八溝県立自然公園に指定されており、豊富な森林資源及び一級河川の余笹川、黒川、三蔵川の自然豊かな水源を有している。しかしながら、当地区の自然環境やその自然環境のもとに育った農産物を活かす場所がなく、地域住民と都市住民の交流ができない状況となっている。また、既存の施設(道の駅東山道伊王野)で提供している食事に利用している農作物は種類が限られており、地区全域で生産されている野菜や米は活用されていない。そのため、地域の野菜や米を活用する食材提供施設の整備を行うことで、従来の施設では対応できなかった、地域の食文化を通して地域と都市住民の交流を図るとともに、地区全域で生産されている農産物を活用する拠点施設とし、地域全体の活性化を目指す。また、地域の自然環境や農林産物等を活かすための施設を整備することにより都市部からの入込客の増加を図り地域の活性化を目指す。なお、活性化計画終了の翌年度には交流人口7.93%増加の目標達成状況を検証するとともに、さらなる入込客増加のためのPR活動を実施する。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
那須町	伊王野地区	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	那須町	有	ハ	

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当なし			

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
那須町	伊王野地区	東山道伊王野整備事業	那須町	

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当なし
------

### 3 活性化計画の区域(※1)

伊王野地区(栃木県那須郡那須町)	区域面積 (※2)	6,954ha
区域設定の考え方 (※3)		
①法第3条第1号関係: 本計画区域の総面積6,954haのうち農林地面積は5,790haで83.3%を占めている。また、農林業従事者数は230人であり、地区就業人口1,478人の15.6%を占め、農林業が重要な産業となっている。		
②法第3条第2号関係: 計画区域では、農作物の価格の低迷や後継者不足により農業が衰退するとともに、地区の高齢化が進み65歳以上の高齢者の割合は28%である。このため、当地域の活性化のために地域間交流を促進することが有効かつ適切である。		
③法第3条第3号関係: 計画区域は都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づき指定された用途地域を除いた区域である。また、市街地を形成している区域を含んでいない。		

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項・・・該当なし

##### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設		
					氏名	住所		氏名	住所			市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	

##### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

##### (3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

##### 【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項・・・該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

本計画は、地域の自然環境や農産物等を活用して都市と農山村の交流促進による地域活性化を図るものであり、交流人口を7.93%増加させることを目標としている。達成度合いは、栃木県観光交流課「観光客入込み及び宿泊数調査」をもとに那須町及び栃木県で評価を行うこととし、この評価結果については、学識経験者等の第三者の意見を求めて検証を行い、その結果を公表するものとする。

### 【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
  - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
  - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
  - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。  
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。